

海部南部権利擁護センターの 成年後見支援について

■巡回相談(要予約)

毎月第2火曜日、相談員が相談会場に向いて相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

2月13日(火)

①午後1時30分～2時20分

②午後2時30分～3時20分

③午後3時30分～4時20分

●場 所

すこやかセンター

■弁護士による法律相談(要予約)

毎月第3木曜日、権利擁護や成年後見に関する相談(無料)をお受けします。

なお、相談には事前予約が必要です。

●日 時

2月15日(木)

①午後1時～1時50分

②午後2時～2時50分

③午後3時～3時50分

●場 所

海部南部権利擁護センター

■共通事項

●参加費 無料

●受付時間 午前9時～午後5時
(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)

手話通訳・要約筆記など障がいのため配慮が必要な方はお申し出ください。

●問合せ先

NPO法人海部南部権利擁護センター

☎6918181

FAX6918180



手話奉仕員養成講座 受講生募集

これまで手話を学んだことがない、簡単なあいさつや自己紹介など手話の基礎知識を学びたいとお考えの方に向け、手話奉仕員の養成講座を開催します。

●期 間

4月から令和7年3月までの間の火曜

午後7時～9時(全40回)

※1回あたり2時間、計80時間受講していただきます。

●対 象

在住・在勤・在学の方で、継続して受講できる方

●場 所

すこやかセンター1階 会議室

●定 員

10名(定員に達した場合は抽選)

●講 師

愛知県聴覚障害者協会会員

●受講料

無料(ただし、テキスト代等に係る実費については、受講者負担になります)

●申込期限

3月8日(金)

●申込み・問合せ先

すこやかセンター内福祉課

アルコール専門相談

アルコールに関する悩みを抱えていませんか。
精神科医師と専門の相談員がお話を伺います。

●日 時

2月29日(木)

午後1時30分～3時30分

●場 所

愛知県津島保健所
(津島市橘町4丁目50-2)

●対 象

アルコールが原因の健康問題に悩む本人もしくは家族

●定 員

2組

●申込方法・申込期限

2月26日(月)までに津島保健所へご連絡ください。(予約制)

●問合せ先

津島保健所健康支援課
☎2614137



あいち性と妊娠相談ほっとライン

～性と妊娠に関する相談をLINEで受け付けます～

愛知県では、「思いがけずに妊娠したけれど、誰にも相談できない」、「生理が遅れている」、「妊娠中の体調」など性や妊娠に関する悩みを抱える方のために、コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」による相談を新たに開始しています。

助産師等が相談に応じます。性や妊娠に関することであれば、どんな不安や悩みでもご相談ください。

相談内容についての秘密は厳守しますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

●相談対応日時 毎日午後6時～10時(受付時間：24時間)

●相談方法 LINE

●相談対応者 助産師、保健師、看護師

●利用方法

次の二次元コード、IDまたはURLから「友だち登録」をして、相談を開始してください。相談は匿名でも可能です。

●あいち性と妊娠相談ほっとライン

二次元コード：



ID：@535vluoc

URL：<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=535vluoc>

●利用に当たっての注意事項

- ・相談は原則として1対1で対応し、LINEのチャット機能にて行います。
- ・いたずらなどの目的外と判断される内容の相談には対応できません。
- ・相談内容や相談画面は、転送、転載、公開(SNSでの拡散、掲示板やブログ等への投稿等)などをしないでください。
- ・個人情報適切に取り扱います。相談者の同意がない限り、個人情報や相談内容を第三者に提供することはありません。ただし、生命に関わる危険性があるなどと判断した緊急時は、関係機関と個人情報を共有する場合があります。

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課

令和6年度 村公式ホームページ バナー広告募集

本村では、村の財源を確保するとともに、民間企業等との協働を促すことにより地域の活性化を図るため、村公式ホームページに掲載するバナー広告を募集しています。

●掲載場所・枠数

村公式ホームページのトップページの下端8枠

●掲載期間

4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※1カ月単位での申込み可能(広告主が指定できます)

●広告掲載料

- 一枠あたり 月額5,000円
- ・12カ月掲載(4月1日(月)～令和7年3月31日(月))
50,000円
- ・6カ月掲載(4月1日(月)～9月30日(月)または10月1日(火)～令和7年3月31日(月))
25,000円

※掲載料は一括前納となります。

●申込期限

4月1日(月)掲載 2月29日(木)

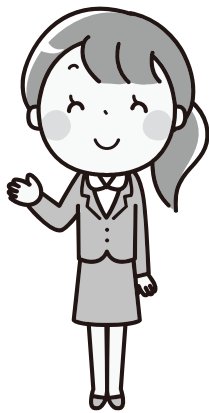
●申込方法

村公式ホームページより「飛鳥村広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、広告原稿案などのデジタルデータ、会社案内等会社の概要がわかるものを添えて総務部企画課へ提出してください。

※詳細は村公式ホームページをご覧ください。

●問合せ先

総務部企画課



愛知県消費 生活モニターの募集

愛知県では、消費者を取り巻く様々な問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

●モニターの主な活動

- ① 日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法などの観察・愛知県への情報提供(年2回程度)
- ② 地域・周囲など身近な方への消費生活に関する情報の提供
- ③ 消費生活に関するアンケートへの回答(年1回程度)
- ④ 研修会(年1回の予定)への出席(交通費は自己負担)など

●応募条件

県内にお住まいの満18歳以上の方(公務員、公職選挙法による公職者は除く)

●任期

県が依頼した日～令和7年3月31日(月)

●謝礼

年額1,500円以内(予定)

●申込期限

2月26日(月)(消印有効)

●応募方法

市区役所、町村役場、各県民事務所等の広報コーナーで配布されている所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、お申込みください。応募は愛知県ホームページからも受け付けます。

●ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/bout/monitor.html>

●問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

☎ 052195416163

FAX 052197216001

